

# 総合福祉団体定期保険の再考察

## ーシンガポールにおける類似事案を手掛かりとしてー

泉 裕 章

### ■ アブストラクト

団体定期保険(A グループ保険)に基づく保険金の最終的な帰属先(企業と従業員の遺族のいずれであるか)を巡る問題は、総合福祉団体定期保険の開発と最高裁 2006 年 4 月 11 日判決により、実務上はひとまずの解決を見たと言われるものの、今後一切の問題を引き起こす余地がないとは言い切れない。本稿は、こうした問題意識の下、前記最高裁判決と近接した時期(2004 年)、団体保険に基づく保険金の帰属先を巡って判決が下されたシンガポールの類似事案(ただし、高度障害事案)を手掛かりとし、総合福祉団体定期保険に基づく保険金の帰属先を巡る問題について再考察することを目的とする。その結果は次のとおりであった。

シンガポールの類似事案の最上級審判決は最終的に否定したものの、その原審判決は、場合によっては、受益者を従業員とする信託が成立し得ることを示唆している。この点、わが国においても、公共工事前払代金について信託契約が成立する旨を判示した 2002 年最高裁判決が存在している。この論理を応用すると、被保険者の同意が欠如した総合福祉団体定期保険の場合、従業員の遺族の生活保障が保険の目的である旨が約款に明記された当該保険の主契約においては、保険料が前払いされている場合の当該部分につき、払戻金がないとされる原則的取扱いにもかかわらず前払金の残額は払い戻される旨の約款規定を梃子に、信託契約が成立し、当該部分に対応する保険金額が受益者たる従業員の遺族に帰属することになると考えられる。一方、ヒューマン・ヴァリュー特約については、信託契約の成立に必要な目的要件の理解次第で、信託契約の成否両論があり得る。いずれにせよ、保険実務としては、被保険者同意の適正な取得等を確実に履践することが重要である。

## ■キーワード

信託、ヒューマン・ヴァリュース特約、被保険者同意

# I. はじめに

## 1. 本稿の問題意識と目的

いわゆる A グループ保険と称された団体定期保険は、保険契約者兼保険金受取人を企業、被保険者を当該企業の従業員という契約形態を採っており、保険料拠出者は当該企業、原則として全従業員加入とされた。こうした団体定期保険の本来の目的は、従業員の福利厚生、すなわち、死亡した従業員の遺族保障であると理解されてきたように思われるが、その旨が保険約款に明記されていないうえ、保険者から企業に支払われる保険金の額と企業から従業員の遺族に支払われる弔慰金(死亡退職金を含む。以下、本稿において同じ)の額が乖離している等の諸事情も相俟って、保険金の最終的な帰属先が企業であるのか、それとも、従業員の遺族であるのかが大きな問題となってきた。現に、この問題を巡っては、多くの係争事案<sup>1</sup>や先行研究<sup>2</sup>が蓄積されて

---

<sup>1</sup> 山野嘉朗「他人の生命の保険契約」金判 1135 号 66 頁以下(2002 年)は、それまでの係争事案について、①個々の個人保険契約としての「事業保険」、②団体定期保険、の 2 つに大別し、さらに、①について「生命保険付保に関する規定」と呼ばれる文書の存否、②について被保険者(一般従業員・役員)の同意の存否、を基準に整理したうえで分析している。

<sup>2</sup> 例えば、山下典孝「他人の生命の保険契約」塩崎勤編『現代裁判法大系 25(生命保険・損害保険)』(新日本法規出版、1998 年)33-34 頁は、団体定期保険等の被保険者の同意がない場合においても、従業員の遺族への保険金引渡しを認めるべく主張されてきた理論構成について、①実質的な保険金受取人を被保険者又はその遺族であると捉えたうえで、当時の商法 674 条 1 項但書を根拠として、被保険者の同意がなくとも当該保険契約を有効と解するもの、②被保険者の同意がないことによって無効となるのは、保険金受取人指定部分のみと解するもの、③当該保険契約は、従業員のための従業員の生命についての事務管理として構成するもの、という 3 つに整理している。もっとも、山下典孝教授自身は、「A グループ契約は他人の生命の保険の一形態にすぎない。前述の三つの見解は A グループ契約に限定して符号[ママ]させるための特有的理論にすぎず、したがって限界性のある無理のある議論であり、他人の生命の保険契約全体に通用する理論的な見解とは言い難い」(同 37-38 頁)とし、結論として、「同意を欠く場合には、契約そのものは無効と解せざるを得ない」と述べる(同 38 頁)。なお、このうちの①については、死亡保険を前提とする限り、保険法(平成 20 年法律第 56 号)38 条の下では通用しない議論である(例えば、山下友信『保険法(上)』(有斐閣、2018 年)337 頁参照)。

いる。

こうした中、この問題の解決を図るべく、1996(平成8)年には、従来のAグループ保険に代わり、一部ではSグループ保険とも称される総合福祉団体定期保険の取扱いが開始された<sup>3</sup>。その特徴は、保険約款中に遺族保障目的である旨が明記されていること<sup>4</sup>、保険金の額と弔慰金の額との乖離をなくすよう設計されていること<sup>5</sup>、保険金受取人が企業である場合には保険金請求に際して従業員の遺族の了知を要すること<sup>6</sup>、等に求められる。さらには、2006(平成18)年、従来のAグループ保険に基づく保険金を従業員の遺族に帰属させるべき根拠は認められない旨の最高裁判断(以下、「2006年最判」という)<sup>7</sup>が示されることとなった。そして、これらの結果、「かかる問題は一応の解決を見ている」<sup>8</sup>とされる。一方で、総合福祉団体定期保険が、その仕組み上、今後一切の問題を引き起こす余地がないかと言え、必ずしもそうとは言い切れないのではないかと。現に、総合福祉団体定期保険の主契約に基づく保険金が係争対象となった事案も一部に見られている<sup>9</sup>。また、保険金の額と弔慰金の額との乖離をなくすよう設計された主契約ですら係争対象になり得るのだとすれば、なおさら、保険者から支払われた保険金の企業保有を認めるヒューマン・ヴァリュート約についても、今後、係争対象となる可能性を否定し

---

<sup>3</sup> 山下(友)・前掲注2)349頁。

<sup>4</sup> 久保田秀一「総合福祉団体定期保険の開発」生経65巻3号61頁(1997年)。例えば、住友生命保険相互会社の総合福祉団体定期保険普通保険約款は、冒頭、「この保険の趣旨」として、「この保険は、会社、…等の団体を対象とする団体保険で、団体が定める団体の所属員の死亡…に関する弔慰金…規程等の運営に資するとともに、遺族…の生活保障を目的とするものであり、被保険者が死亡し…た場合に、これらの規程等に準拠した死亡保険金…を支払う仕組の保険です。」と明記している。

<sup>5</sup> 久保田・前掲注4)61頁。

<sup>6</sup> 久保田・前掲注4)62頁。

<sup>7</sup> 最三判平成18年4月11日・民集60巻4号1387頁。

<sup>8</sup> 今井薫「団体定期生命保険契約の締結の趣旨と死亡保険金の帰趨」保険法判例百選(有斐閣、2010年)113頁。

<sup>9</sup> 東京地判平成14年10月21日・労判842号68頁では、総合福祉団体定期保険の主契約に基づく保険金の半額しか役員(遺族)に対して支払われなかったため、当該遺族が企業に対して残額の支払いを求め、その請求が認容された。また、東京地判平成29年1月25日・判例集未掲載では、総合福祉団体定期保険の主契約に基づく保険金(遺族)にどれだけ帰属するかが争われた(野崎佑樹「総合福祉団体定期保険の保険金を原資とした弔慰金の受給者は誰か」保険レポ318号15頁以下(2018年)、岩谷正徳「総合福祉団体定期保険における死亡保険金の帰属先」保険レポ321号1頁以下(2019年)参照)。

得ないであろう<sup>10</sup>。こうして、総合福祉団体定期保険の主契約及びヒューマン・ヴァリュエーション特約に基づく保険金の最終的な帰属先につき、今一度、理論と実務を踏まえてその一端を考察しておくべきではないかという問題意識が生じることとなる。

この点、シンガポールに興味深い係争事案が見られる。すなわち、2004年という、わが国の2006年最判に比較的近い時期、シンガポールにおいても、団体保険に基づく保険金の帰属先が企業であるのか、それとも、従業員であるのかが争われた高度障害事案について、高等裁判所(High Court)による原審判決<sup>11</sup>及び終審裁判所(Court of Appeal)による最上級審判決<sup>12</sup>が下されていた<sup>13</sup>。さらに興味深いことに、原審は帰属先を従業員と判示したが、最上級審は帰属先を企業と判示したという点において、2006年最判と類似のプロセスを経ているのである。そこで、本稿は、シンガポールにおける当該類似事案を手掛かりとして、前述の問題意識に応えることを目的とする。

## 2. 論述の要領

第1に、シンガポールにおける当該類似事案の原審判決及び最上級審判決を概観する。そこには、英米法系特有の信託の考え方が登場してくるが見て取れよう(Ⅱ)。そこで、第2に、制定法たる「信託法」を有するわが国の判例において、信託契約の成立がどのような枠組みの下で判断されているかを概観したうえで、若干の予備的考察を行う。これにより、わが国の法体系に適合する形で、総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先の

---

<sup>10</sup> この点、山下友信「団体定期保険と保険金の帰趨 - 最三判平成18・4・11について」NBL834号17頁(2006年)も、「とりわけヒューマン・ヴァリュエーション特約を付帯する場合には依然として企業が保険金を取得することになるのであり、紛争の発生の根が完全に消滅したわけではない」と述べる。

<sup>11</sup> *Zhang Yiguang(suing by the committee and estate of his person, Tong Wen Li) v Intergraph Systems South East Asia Pte Ltd*, [2004] SGHC 126.

<sup>12</sup> *Intergraph Systems South East Asia Pte Ltd v Zhang Yiguang(suing by the committee and estate of his person, Tong Wen Li)*, [2004] SGCA 52.

<sup>13</sup> シンガポールの裁判所制度については、平野温郎＝板持研吾編集代表、大塚周平＝岡本直己＝コー・アラン編『シンガポールビジネス法のエッセンス』(中央経済社、2022年)35-37頁参照。

問題を考察することが可能となろう(Ⅲ)。第3に、Ⅲを踏まえつつ、信託の考え方によって総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先が従業員の遺族となる余地が理論的にあり得るのかどうか、あり得るとすれば、保険実務はそのために必要な要素を備えている可能性を有するのか、について考察を加える(Ⅳ)。最後に、保険実務に対する示唆を含め、まとめと今後の課題について述べる(Ⅴ)。

## Ⅱ. シンガポールにおける類似事案

### 1. 事実の概要<sup>14</sup>

中国籍を有し、シンガポールに永住するチャン(Zhang Yiguang, 原告・被上訴人)は、1999年10月4日からインターグラフ・システムズ・東南アジア社(Intergraph Systems South East Asia Pte Ltd, 被告・上訴人。以下、単に「インターグラフ社」という)で専門職として勤務していた。2002年6月13日、チャンは、米国アトランタへの出張中、自動車事故により負傷し、高度障害状態となった(sustained a severe and permanent head injury)。これを受けて、インターグラフ社は、チャンの妻であるトン(Tong Wen Li)に連絡を取り、同人を現地へ向かわせる段取りを整えた。トンは、同月17日に現地へ向かい、同年9月9日、負傷しているチャンとともにシンガポールに戻ってきた。インターグラフ社は、これに要した費用(2万7369.58ドル)を負担した後、その一部に当たる5000ドルを旅行保険金として受け取った。

インターグラフ社は、チャンの雇用期間中、アビバ社(Aviva Ltd)を引受保険会社とする3種類の団体保険、具体的には、(a)団体定期生命保険(Group Term Life Insurance Policy)、(b)団体人身傷害保険(Group Personal Accident Insurance Policy)、(c)団体医療保険(Group Hospital & Surgical Insurance Policy)、に加入していたため、アビバ社から計46万8089.50ド

---

<sup>14</sup> [2004] SGCA 52 paras. 1-8 に基づく。

ルの保険金(その内訳は、(a)18万6912ドル、(b)28万0368ドル、(c)シンガポールで生じた実費に相当する809.50ドル)を受け取った。そこで、インターグラフ社は、トンに対し、46万7280ドル(=(a)+(b))の80%に相当する37万3824ドルの支払いを提案したが、トンは、この提案を拒否し、46万7280ドル全額の支払いに加え、旅行保険金5000ドルの引渡しを求めた。その主たる根拠は、各保険契約に基づく固有の請求権にあるといい、仮にそうでなくとも、受益者をチャン、受託者をインターグラフ社とする信託が成立しているという。インターグラフ社は、これを争い、各保険契約上の請求権及び受け取った保険金の分配権限は同社にある旨を主張した。

## 2. 原審・2004年6月11日高等裁判所判決([2004] SGHC 126)の概要

[旅行保険金5000ドル以外の請求を認容]

まづもって、旅行保険金5000ドルは、インターグラフ社が負担した実費を補填する趣旨のものであるから、これに関するチャン側の請求には理由がない。一方、それ以外の請求は、かなりの難問(less straightforward)である[以上、para.2]。

この点、チャン側は、インターグラフ社との雇用契約(以下、「本件雇用契約」という)第11条<sup>15</sup>及び「従業員ハンドブック(Employee Handbook)」(以下、「本件ハンドブック」という)<sup>16</sup>を参照して、同人が各保険契約に基づく固

---

<sup>15</sup> [2004] SGCA 52 para.14によれば、原文は次のとおり。日本語訳は筆者による。  
(原文)

Medical Benefits Admission for Employee to the Company's non-contributory medical, dental and hospital scheme. Dental benefits apply after 6(six) months employment.

(日本語訳)

医療上の便益 会社非拠出の医療・歯科・入院制度への従業員の加入。なお、歯科上の便益については、雇用開始から6か月を経過した後に適用されるものとする。

<sup>16</sup> [2004] SGCA 52 para.15によれば、序文は、全従業員の権利義務(rights and obligations)を明示することがハンドブックの目的である旨を謳っている。そのうえで、[2004] SGCA 52 para.16によれば、第7.3条の原文は次のとおり(強調は原文に従った。なお、一部引用省略)。日本語訳は筆者による。

(原文)

7.3 Insurance

All employees are *entitled* to the benefits of insurance protection under the following schemes at the Company's cost. Employees based in Singapore,

有の請求権を有する旨を根拠付けようとする[para.3]。ハンドブックの記載が雇用契約の内容となるかどうかは事案ごとに判断され、雇用契約がハンドブックを参照している場合には積極的に解されるが、本件雇用契約は本件ハンドブックを参照していない[para.4]。したがって、本件ハンドブックは本件雇用契約の内容とならない。一方、本件雇用契約第11条は、チャンが、インターグラフ社提供の医療上の便益(medical and hospitalisation benefits)を請求する権利を根拠付けているうえ、両当事者は、本件ハンドブックを参照することが可能な状況にあった。したがって、こうした契約上の理由により、チャンは請求権を有する[以上、para.5]。

さらに、当裁判所としては、仮に、チャン側が契約上の理由の構成に成功しなかったとしても、チャン側は信託上の理由の構成に成功したものと認める。すなわち、インターグラフ社は、従業員のための受託者として各保険契約上の便益を有しているのである。一般に、保険契約には被保険利益の存在が要求され<sup>17</sup>、被保険利益の存在は被保険者との関係で問題となる[以上、

---

Myanmar and Vietnam are covered by (the Insurance Corporation of Singapore). For employees based in Malaysia, Indonesia and Philippines, please contact your local office administrator for details of your insurance coverage.

7.3.1 Medical Insurance

[...]

7.3.2 Group Life Insurance

[...]

7.3.3 Employees' Compensation Insurance

[...]

For full details of the insurance coverage for Singapore, Myanmar and Vietnam, please see Appendix 3.

(日本語訳)

7.3 保険

全従業員は、会社の費用をもって、次の制度に基づく保険保護の便益を受ける権利を有する。シンガポール、ミャンマー及びベトナムに在籍する従業員は、(シンガポールの保険会社)によって保障される。マレーシア、インドネシア及びフィリピンに在籍する従業員は、詳しい保障内容についてそれぞれの所属の担当者までご連絡ください。

7.3.1 医療保険

[略]

7.3.2 団体生命保険

[略]

7.3.3 従業員補償保険

[略]

シンガポール、ミャンマー及びベトナムにおける保障の全容については、別紙3をご参照ください。

<sup>17</sup> 確かに、シンガポールの1966年保険法(INSURANCE ACT 1966)は、原則として生命

para.6]。では、雇用者は、被用者の生命に対してどのような利益を有しているのか。思うに、保険付保の観点からすると、幹部(key employees)以外の従業員は他の人員によって代替可能と考えられる。そのうえで、雇用者は、被用者の生命や健康を対象として保険を付保する場合、常に被用者の便益に留意しなければならない、雇用者が被用者の不測の事態を契機として利益を得るようなことがあってはならないのである。この意味において、本件ハンドブックは、各保険契約の趣旨(nature and design)を表示しているものと認められる。以上の次第で、当裁判所としては、契約上の理由か信託上の理由かにかかわらず、チャンは、各保険便益(insurance benefits)の請求権を有するものと認める[以上、para.7]。

### 3. 最上級審・2004年11月10日終審裁判所判決([2004] SGCA 52)の概要

[原判決取消し、請求棄却]

#### a. 契約上の権利に係る主張について

チャン側の弁護士は、本件ハンドブックの序文の rights や obligations という文言及び第 7.3 条の entitled という文言に重きを置いて本件ハンドブックは契約上の権利を創設するものである旨を主張する。しかしながら、同弁護士としては、まずもって、本件ハンドブックの各内容がチャンとインターグラフ社との契約の内容に組み込まれていることを立証しなければならない[以上、para.18]。すなわち、同弁護士が援用する先例によれば、本件ハンドブックの各内容をもって契約書の一部とすることがインターグラフ社、チャン双方の意思であった旨を立証しなければならないところ、チャンのそうした意思を裏付ける証拠はない。したがって、当裁判所としては、本件ハンドブックの各内容は雇用契約に組み込まれていないものとする[以上、para.19]。これに関連し、当裁判所は、本件ハンドブックの各内容が、本件雇用契約第 11 条で明示された制度に関するものであるという考えには同意

---

保険契約に被保険利益が要求される旨の規定を備えている(本稿執筆時点においては第 146 条)。



するが、同条で明示されていない制度をも導入しようとしたという考えには同意しない。同条は、あくまでも、医療・歯科・入院制度だけを対象にしているのであって、生命保険制度や人身傷害保険制度を対象としていないのである。したがって、当裁判所は、原審がこれらの制度を同条の対象に含むと解釈した点には違法があるものとする[以上、para. 20]。

b. 信託に係る主張について

(a)乃至(c)の各保険契約が保険者とインターグラフ社との間で締結され、そこにチャンが関与していなかったことについて、両当事者に争いはない。インターグラフ社は、それぞれの保険料を支払い、毎年、各保険契約を更新した。また、保険金はインターグラフ社に対して支払われた。各保険契約には、インターグラフ社の従業員を受益者とする信託が創設される旨の言及はなかった[以上、para. 21]。それにもかかわらず、原審は、信託に係るチャン側の主張を認めた。その理由は、幹部以外の従業員との関係で雇用者に被保険利益が存在しないということであった。そのうえで、原審は、インターグラフ社には各保険契約が付保された従業員に対して便益を与える意思があったとして、チャンを受益者とする信託が存在するとした[以上、para. 22]。

しかし、当裁判所としては、被保険利益の問題は本件と無関係である旨のインターグラフ社側の主張に同意する。そのうえで、問題は、従業員を受益者とする信託が創設されたかどうかである[以上、para. 26]。この点、チャン側の弁護士は、従業員に対して便益を与える意思と信託を創設する意思を同一視し、かつ、原審においても、それを認めたが、2件の先例<sup>18</sup>による限り、そうとは認められない<sup>19</sup>。したがって、信託に係るチャン側の主張には理由

---

<sup>18</sup> *Green v Russell* [1959] 2 QB 226 and *GR Nair v Eastern Mining & Metals Co Sdn Bhd* [1974] 1 MLJ 176.

<sup>19</sup> *Green, supra* 18 は、「誰かに対して便益を与える意思は、それ自体、信託関係をもたらすものではない」と判示し([2004] SGCA 52 para. 28)、*GR Nair, supra* 18 は、「たとえ、保険契約が他人の便益のために締結されていることが明らかであるとしても、そのことによって信託が成立するものではない」と判示する([2004] SGCA 52 para. 29)。

がない[以上、para. 32]。

### Ⅲ．信託契約の成立要件を巡るわが国の判例

#### 1. 総 説

Ⅱで見たように、シンガポールの類似事案においては、原審判決が保険金の帰属先を従業員と結論付けるにあたって、英米法系特有の信託の考え方が持ち出されることとなった。こうした考え方は、最上級審判決によって否定されたとは言え、わが国の総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先の問題に対しても示唆的であるように思われる。もっとも、周知のとおり、わが国は、制定法たる「信託法」を有していることから、シンガポールの考え方をそのまま直輸入するわけにはいかず、具体的な考察にあたっては、そのための基礎を整える必要がある。この点、わが国には、明示的でなくとも信託契約の成立を認めた 2002(平成 14)年の最高裁判決(以下、「2002 年最判」という)が存在する。そこで、以下では、2002 年最判について概観し(Ⅲ-2)、その予備的考察を行うことにより(Ⅲ-3)、Ⅳの考察につなげることにしたい。

#### 2. 最一判平成 14 年 1 月 17 日・民集 56 卷 1 号 20 頁

##### a. 事実の概要

「(1) 地方公共団体は、その発注する土木建築に関する工事について、公共工事の前払金保証事業に関する法律(平成 11 年法律第 160 号による改正前のもの。以下「保証事業法」という。)5 条の規定に基づき建設大臣の登録を受けた保証事業会社により前払金の保証がされた場合には、請負者に対し、その工事に要する経費につき前金払をすることができる」とされているところ(地方自治法 232 条の 5 第 2 項、同法施行令附則 7 条)、愛知県公共工事請負契約約款によれば、前払金の額は請負代金の 10 分の 4 の範囲内とし、前払金の支払を請求するためには、あらかじめ保証事業法 2 条 5 項に規定する保証

契約を締結し、その保証証書を発注者に寄託しなければならないとされていた。

(2) A建設株式会社(以下「A建設」という。)は、平成10年3月27日、愛知県との間で、愛知県公共工事請負契約約款に基づき、平成9年度国庫債務負担行為・水源森林総合整備事業第2号工事に関する請負契約(以下「本件請負契約」という。)を締結した。

(3) A建設は、平成10年4月2日、建設大臣の登録を受けて前払金保証事業を営むY1保証会社[被告・被控訴人・被上告人]との間で、保証事業法及びY1保証会社前払金保証約款(以下「本件保証約款」という。)に基づき、愛知県のために、本件請負契約がA建設の責めに帰すべき事由によって解除された場合にA建設が愛知県に対して負担する前払金から工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した額の返還債務について、Y1保証会社が保証する旨の契約(以下「本件保証契約」という。)を締結した。

本件保証約款によれば、①請負者は、前払金を受領したときは、これをY1保証会社があらかじめ業務委託契約を締結している金融機関の中から請負者が選定した金融機関に、別口普通預金として預け入れなければならない、②請負者は、前払金を保証申込書に記載した目的に従い、適正に使用する責を負い、預託金融機関に適正な用途に関する資料を提出して、その確認を受けなければ、別口普通預金の払出しを受けることができない、③Y1保証会社は、前払金の用途を監査するために、請負契約に関する書類及び請負者の事務所、工事現場等を調査し、請負者及び発注者に対して報告、説明又は証明を求めることができる、④Y1保証会社は、前払金が適正に使用されていないと認められるときには、預託金融機関に対し別口普通預金の払出しの中止その他の処置を依頼することができるなどとされていた。本件保証約款は、建設省建設経済局建設業課長から各都道府県主管部長に通知されていた。

A建設は、前払金の預託金融機関としてY1保証会社があらかじめ業務委託契約を締結していたY2信用金庫[被告・被控訴人・被上告人]a支店を選定した。

(4) A建設は、平成10年4月7日、本件保証契約の保証証書を愛知県に寄託した上、前払金の支払を請求し、同月20日、愛知県から前払金として、A建設がY2信用金庫a支店に開設した別口普通預金口座(以下「本件預金口座」という。)に1696万8000円の振込みを受けて、預金(以下「本件預金」という。)をした。これにより、愛知県は、保証事業法13条1項により、本件保証契約の利益を享受する旨の意思表示をしたものとみなされた。

(5) 愛知県は、A建設の営業停止により工事の続行が不能になったため、平成10年6月29日、本件請負契約を解除した。

(6) A建設は、愛知県に対し本件前払金から解除時までの工事の既済部分に対する代価に相当する額を控除した残金を返還しなかったため、Y1保証会社は、平成10年7月31日、愛知県に対し、保証債務の履行として残金相当額を支払った。

(7) A建設は、平成10年8月7日、破産宣告を受け、X[原告・控訴人・上告人]が破産管財人に選任された。」

「本件は、Xが、Y1保証会社に対し、本件預金についてXが債権者であること等の確認を求めるとともに、Y2信用金庫に対し、本件預金の残額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める事案である。」

## b. 判 旨

[上告棄却]

「本件請負契約を直接規律する愛知県公共工事請負契約約款は、前払金を当該工事の必要経費以外に支出してはならないことを定めるのみで、前払金の保管方法、管理・監査方法等については定めていない。しかし、前払金の支払は保証事業法の規定する前払金返還債務の保証がされたことを前提としているところ、保証事業法によれば、保証契約を締結した保証事業会社は当該請負者が前払金を適正に使用しているかどうかについて厳正な監査を行うよう義務付けられており(27条)、保証事業会社は前払金返還債務の保証契約を締結しようとするときは前払金保証約款に基づかなければならないとされ

(12条1項)、この前払金保証約款である本件保証約款は、建設省から各都道府県に通知されていた。そして、本件保証約款によれば、前記[略]のとおり、前払金の保管、払出しの方法、Y1保証会社による前払金の使途についての監査、使途が適正でないときの払出し中止の措置等が規定されているのである。したがって、A建設はもちろん愛知県も、本件保証約款の定めるところを合意内容とした上で本件前払金の授受をしたものというべきである。このような合意内容に照らせば、本件前払金が本件預金口座に振り込まれた時点で、愛知県とA建設との間で、愛知県を委託者、A建設を受託者、本件前払金を信託財産とし、これを当該工事の必要経費の支払に充てることを目的とした信託契約が成立したと解するのが相当であり、したがって、本件前払金が本件預金口座に振り込まれただけでは請負代金の支払があったとはいえ、本件預金口座からA建設に払い出されることによって、当該金員は請負代金の支払としてA建設の固有財産に帰属することになるというべきである。

また、この信託内容は本件前払金を当該工事の必要経費のみに支出することであり、受託事務の履行の結果は委託者である愛知県に帰属すべき出来高に反映されるのであるから、信託の受益者は委託者である愛知県であるというべきである。

そして、本件預金は、A建設の一般財産から分別管理され、特定性をもって保管されており、これにつき登記、登録の方法がないから、委託者である愛知県は、第三者に対しても、本件預金が信託財産であることを対抗することができるのであって(信託法3条1項参照)、信託が終了して同法63条のいわゆる法定信託が成立した場合も同様であるから、信託財産である本件預金はA建設の破産財団に組み入れられることはないものといえる(同法16条参照)。」

### 3. 予備的考察

2002年最判によって示された信託契約の成立要件の理論的整理と、本稿の問題意識(I-1参照)への同最判の応用については、IVにおいて考察するが、

ここでは、「信託」の性格(Ⅲ-3-a)、「信託」が認められることによる効果(Ⅲ-3-c)、について予備的考察を行っておく。

a. 「信託」の性格

シンガポールの類似事案の原審判決においては、結果的に最上級審判決によって否定されたとは言え、「信託」の考え方が持ち出され、2002年最判においては、明確に「信託」の成立が認められた。もっとも、それぞれの「信託」は、その性格を異にしている。以下、敷衍する。

前者の「信託」は、英米法系国家たるシンガポールの事案で見られたものであることに照らせば、「受認者が信認義務に違反して取得した財産に対し、受認者が受益者のために当該財産を信託財産として保有する「信託」が最初から成立していたとみなすよう、受益者は請求できる」<sup>20</sup>という内容の「擬制信託(constructive trust)」に当たるものと考えられる。擬制信託においては、信託の成立に通常必要とされる信託設定の意思を要しない<sup>21</sup>。これに対し、後者の「信託」は、わが国の制定法たる「信託法」の解釈に関わる。2002年最判当時の旧信託法(大正11年法律第62号)1条は、「本法ニ於テ信託ト称スルハ財産権ノ移転其ノ他ノ処分ヲ為シ他人ヲシテ一定ノ目的ニ従ヒ財産ノ管理又ハ処分ヲ為サシムルヲ謂フ」と定めていたところ、これを受けて、信託契約が成立するためには、当事者によるその旨の相当な意思表示が必要とされ<sup>22</sup>、反面、擬制信託は認められなかった<sup>23</sup>。したがって、同じように「信託」と称していても、それぞれの「信託」は、その性格を異にしている。もっとも、後者の「信託」に必要とされる意思表示は、「「信託」の語を使わなくても、信託設定の趣旨がうかがえるものであればよい」<sup>24</sup>とされており、このことが、明示的でなくとも信託契約の成立を認めた2002年最判に結実し

---

<sup>20</sup> 平野=板持編集代表、大塚=岡本=コー編・前掲注13)217頁。

<sup>21</sup> 同前。

<sup>22</sup> 四宮和夫『信託法(新版)』(有斐閣、1989年)106頁。なお、後掲注25)参照。

<sup>23</sup> 四宮・前掲注22)39頁(注釈4)。

<sup>24</sup> 四宮・前掲注22)106頁。

たと考えられる。

なお、現在のわが国の「信託法」は、信託法(平成18年法律第108号)(以下、「現信託法」という)である。その2条1項は、「この法律において「信託」とは、次条各号に掲げる方法のいずれかにより、特定の者が一定の目的…に従い財産の管理又は処分及びその他の当該目的の達成のために必要な行為をすべきものとするをいう」と定め<sup>25</sup>、3条1号が、「次条各号に掲げる方法」の1つとして、「信託契約」を定めている。こうした定義は、「旧信託法の定義(旧信託法1条)を基本的に受け継いだものである」<sup>26</sup>とされることから、2002年最判の議論は、現信託法の下においても妥当する。

b. 「信託」が認められることによる効果

シンガポールの類似事案の場合、擬制信託が認められたとすれば、当該事案における効果は、保険金が従業員に最終帰属することであった。これに対し、2002年最判が明示的でない信託契約の成立を認めたことの効果は、信託財産たる本件預金、すなわち、愛知県(委託者兼受益者)が負担した前払金がA建設の破産財団に組み入れられないことであった(旧信託法16条1項、現信託法25条1項参照。いわゆる倒産隔離効)。このように、シンガポールの類似事案と2002年最判とでは、「信託」によって目指される効果が異なっている。こうした中、本稿の目的は、総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先を再考察すべきではないかという問題意識に答えることであったから(I-1参照)、シンガポールの類似事案の発想に近い。そこで、本稿の論述の要領(I-2参照)が果たして本稿の目的に資するかどうか、一応、問題となり得よう。もっとも、仮に、明示的でない信託契約の成立が認められれば、「信託法」の定める諸効果が広く及ぶことに大きな異論はないと考えられるから、結果的に問題となるのは、信託契約にあたって処分が予定されて

---

<sup>25</sup> 信託の定義と信託設定意思の関係を巡る問題については、能見善久＝道垣内弘人編『信託法セミナー(1) 信託の設定・信託財産』(有斐閣、2013年)55-58頁参照。

<sup>26</sup> 村松秀樹編著、富澤賢一郎＝鈴木秀昭＝三木原聡『概説信託法』(金融財政事情研究会、2023年)2頁(脚注1)。

いる「財産」（現信託法 3 条 1 号参照）として「保険料」（その内実については、**IV**において検討する）が想定される中、総合福祉団体定期保険に基づく「保険金」が、果たして信託財産の範囲に含まれるかどうかであると考えられる。この点、信託財産の範囲について定める現信託法 16 条は、その柱書で、「信託行為において信託財産に属すべきものと定められた財産のほか、次に掲げる財産は、信託財産に属する」とし、さらに、1号で、「信託財産に属する財産の管理、処分、滅失、損傷その他の事由により受託者が得た財産」とする。そのうえで、1号については、「信託財産に属する財産が他の財産に形を変えても、その新たな財産が信託財産を構成するという、いわゆる「信託財産の物上代位性」を定めたものである」<sup>27</sup>とされ、「旧信託法と同様に（旧信託法 14 条参照）、その適用範囲は物上代位よりも広いことが前提となっている」<sup>28</sup>。そして、旧信託法 14 条の物上代位性を巡っては、火災保険金に関する説明ながら、「保険金（請求権）は、厳密には、保険契約の結果生ずるもので、保険料の等価物というべきものだから、保険の目的の代位物といえるか [については、争いがある]。しかし、保険料は信託財産の管理費用として信託財産または受益者の負担するものであり…、保険金は保険の目的（信託財産）の価値に関連づけられるものであるから、代位物とみるべきである」<sup>29</sup>とされていることからすると、結局のところ、総合福祉団体定期保険に基づく「保険金」は信託財産の範囲に含まれると考えてよいのではなかろうか（ただし、信託財産の範囲に含まれる保険金の具体的な内容については、**IV**において検討する）。

---

<sup>27</sup> 村松編著、富澤＝鈴木＝三木原・前掲注 26)50 頁。

<sup>28</sup> 村松編著、富澤＝鈴木＝三木原・前掲注 26)50 頁(脚注 1)。

<sup>29</sup> 四宮・前掲注 22)179 頁(注釈 3)。



## IV. 考 察

### 1. 考察の前提

本稿の目的は、総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先を再考察すべきではないかという問題意識に応えることであった（I-1 参照）。そのためには、2006 年最判等と同じく、被保険者の同意の欠如という状況<sup>30</sup>を考察の前提にするのが自然であろう。確かに、金融庁「保険会社向けの総合的な監督指針（令和 5 年 6 月）」の II-4-2-4「他人の生命の保険契約について」中の(1)-②では、被保険者に対して契約の内容を記載した書面を交付したり、被保険者における契約の内容の認識方法を保険契約者たる企業に確認したりする等、被保険者の同意の取得に万全を期すべき旨が明記されており<sup>31</sup>、実務においてもこれに沿った取扱いが行われていると考えられるが、中には、保険契約者たる企業において、被保険者に断りなく、同意の取得の外形・体裁を整えてしまう等の事態が発生しないとも限らない。そこで、IV-2 以下では、こうした場면을考察の前提とする。

なお、こうした場面における総合福祉団体定期保険の基本的な帰趨を考えた場合、当該保険は保険法 38 条に基づき無効となり、既払込保険料は保険契約者たる企業に返還されるものの、被保険者たる従業員の死亡によっても、保険者による保険給付が行われることはないこととなる。この点、こうした

---

<sup>30</sup> 2006 年最判の上田豊三、藤田宙靖両裁判官の補足意見を参照。

<sup>31</sup> 原文は次のとおり。

「②全員加入団体定期保険（全員加入団体を対象とする団体定期保険をいう。以下同じ。）の契約は、当該保険の目的・趣旨が遺族及び従業員の生活補償にあることを明確にし、弔慰金等の支払い財源を保障する部分を「主契約」、従業員死亡に伴い企業が負担する代替雇用者採用・育成費用等の諸費用（企業の経済的損失）を保障する部分を「特約」として区分するなど、当該保険契約の目的・趣旨に沿った業務運営が行われているか。

（注）被保険者となるべき者の同意の取得に際しては、例えば、以下の方法によって被保険者が保険金受取人や保険金額等の契約の内容を確実に認識できるような措置を講ずること。

（ア）被保険者に対して契約の内容を記載した書面の交付などを生命保険会社から行う。

（イ）被保険者がどのように契約の内容を認識できるようになっているかを生命保険会社が保険契約者から確認する。確認の結果は、検証可能な具体的な記録として残す。」

事態の招来が、企業と従業員との間で合意された弔慰金規程に基づく（当該従業員の遺族への）弔慰金の支払いに理論的影響を及ぼすというわけではない。しかし、こうした事態の招来が企業の資金繰り等の観点から弔慰金の支払いに現実的影響を及ぼすことは想像に難くなく<sup>3233</sup>、実際にそうした現実的影響が及んだ場合には、当該従業員の遺族を何らかの形で「救済」することが強く要請されるものと考えられる（そもそも、こうした事態が招来されるにあたって、従業員本人やその遺族には非がないのが通常であろう）。一方、この観点から信託法学説を眺めてみると、明示的でない信託契約の成立要件に関して、道垣内弘人教授が「物権的救済」という考え方<sup>34</sup>を強調していることが目を惹く。同教授によれば、「ある者が他人のために財産の管理・運用を請け負った場合には、当該財産の所有権がその管理者に移転している場合でも、権利者に所有者と同様の物権的救済を認めることにした…。これが信託法である。信託とは、所有者でない者に所有者と同様の物権的救済を認めるという法理であり、信託法はそれを可能にするための法律である」<sup>35</sup>ののだという。もちろん、保険法学上あるいは労働法学上の議論として筆者が用いた

---

<sup>32</sup> 現に、社会保険労務士等が公開している弔慰金規程モデルの中には、弔慰金の支払いについて定める条項の一部として、企業の業績や資金繰り等の事情によっては弔慰金の支払いを延期し又は分割して支払うことがある旨を明記するものも見られる。

<sup>33</sup> この点に関連し、賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号）5条は、「事業主…は、労働契約又は労働協約、就業規則その他これらに準ずるものにおいて労働者に退職手当を支払うことを明らかにしたときは、当該退職手当の支払に充てるべき額として厚生労働省令で定める額について、第三条の厚生労働省令で定める措置に準ずる措置を講ずるように努めなければならない」と定めているものの（なお、同法施行規則5条の2第1項によれば、「厚生労働省令で定める措置に準ずる措置」は、金融機関との支払保証契約、信託会社との信託契約、質権・抵当権の設定、退職手当保全委員会の設置、とされており、（総合福祉）団体定期保険への加入は明示されていない）、飯島正樹「法的視点および歴史的変遷からみた退職金制度」生経79巻1号53-54頁（2011年）は、同条が努力義務に止まっていることもあって、当該措置を講じている事業主の割合が極めて低い水準にある旨を指摘している。

<sup>34</sup> 道垣内弘人『信託法の問題状況（現代民法研究Ⅲ）』（有斐閣、2022年）70-71頁〔初出、「信託の設定または信託の存在認定」道垣内弘人＝大村敦志＝滝沢昌彦編『信託取引と民法法理』（有斐閣、2003年）18-19頁〕。この論文は、2002年最判のほか、損害保険代理店が保険契約者から収受した保険料のみを入金する目的で開設した普通預金口座の預金債権の帰属先が問題となった最二判平成15年2月21日・民集57巻2号95頁、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属先が問題となった最一判平成15年6月12日・民集57巻6号563頁を踏まえて執筆されている。

<sup>35</sup> 道垣内弘人『信託法理と私法体系』（有斐閣、1996年）218頁。傍点は筆者による。

前述の「救済(の承認)」という考え方と、信託法学における「物権的救済(の承認)」という考え方が異なる内容であることは言うまでもない。しかし、総合福祉団体定期保険が従業員の遺族の「受益者」たる地位を明確にしていることに鑑みれば(I-1 参照)<sup>36</sup>、こうした場面における「受益者」の「救済」のあり方を考察するにあたって本稿が信託の考え方を応用することには、一定の親和性・合理性が認められると言ってよいように思われる。

## 2. 信託契約の成立要件の理論的整理

「信託法」の規定によれば、信託契約の成立要件は、①(委託者による受託者への)財産の処分、②(受託者による)一定の目的に従った財産の管理・処分等の行為、の2つとされる(現信託法3条1号、旧信託法1条)。また、これに加えて、III-3-aで述べたように、③信託設定の意思、が必要とされる。以下、順に敷衍する。

### a. 財産の処分

要件①について、2002年最判における「財産の処分」は、委託者たる愛知県から受託者たるA建設への前払金の支払いであり、当該前払金が信託財産とされた。この点、当該前払金が信託財産とされるにあたり、前払金としての性格が重要であったことについては、債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属先が問題となった最一判平成15年6月12日・民集57巻6号563頁<sup>37</sup>にも見て取れる。すなわち、同判決で問題となった預金債権は、民法649条の前払費用として振り込まれた金銭に基づいていたところ、法廷意見は、当該預金債権を信託財産とする委任者・弁護士間の信託契約の成立を認めたわけではないものの、深澤

---

<sup>36</sup> なお、保険法42条は、第三者のためにする生命保険契約について、「保険金受取人が生命保険契約の当事者以外の者であるときは、当該保険金受取人は、当然に当該生命保険契約の利益を享受する」と定める。

<sup>37</sup> 前掲注34)参照。

武久、島田仁郎両裁判官の共同補足意見は、当該預金債権につき、「信託法の規定する信託契約の締結ととらえる余地もあるものと思われるし、場合によっては、委任と信託の混合契約の締結と解することもできる」と述べた。こうした「理論的可能性[の]指摘」<sup>38</sup>は、当該預金債権が「弁護士実務上「預り金」と呼ばれる金銭」<sup>39</sup>に基づいていたが故に可能であったと考えられる。逆に、「着手金を含む弁護士報酬は当然弁護士が取得するもの」<sup>40</sup>、すなわち、弁護士の固有財産であるから、同様の議論は成り立たない。

b. 一定の目的に従った財産の管理・処分等の行為

要件②にいう「一定の目的」について、2002年最判は、信託財産たる前払金を「工事の必要経費の支払に充てること」とした。「一定の目的」は、受託者の利益を図るものであってはならないとされるが<sup>41</sup>、この点に関連して、道垣内弘人教授は、「物権的救済」(Ⅳ-1 参照)という考え方を受託者の側から見た場合、信託財産からの受託者の利益享受禁止にポイントがある旨を述べている<sup>42,43</sup>。

さらに、同教授によれば、要件②の該当性を判断するためには、「受益者に物権的救済を認めるべきか否かの実質的な判断が必要となるが、そのメルクマールとしては、分別管理義務を中心に考えていかなければならない」<sup>44</sup>という。この点、確かに、2002年最判においても、前払金保証約款を主たる要素として取り上げたうえ、信託財産たる前払金が分別管理されている旨を詳しく述べている。

---

<sup>38</sup> 大橋寛明「債務整理事務の委任を受けた弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭を預け入れるために弁護士の個人名義で開設した普通預金口座に係る預金債権の帰属」最高裁判所判例解説民事篇平成15年度(上)(1月～6月分)320頁。

<sup>39</sup> 大橋・前掲注38)314頁。

<sup>40</sup> 同前。

<sup>41</sup> 村松編著、富澤＝鈴木＝三木原・前掲注26)5頁。

<sup>42</sup> 道垣内・前掲注34)71-72頁。

<sup>43</sup> なお、この観点からすると、シンガポールの類似事案の原審判決(Ⅱ-2 参照)が擬制信託の成立可能性を検討する文脈において、「雇用者が被用者の不測の事態を契機として利益を得るようなことがあってはならないのである」という考え方を明確にしているのは、まことに整合的ということになる。

<sup>44</sup> 道垣内・前掲注34)61頁。

### c. 信託設定の意思

要件③については、既に述べたように、「「信託」の語を使わなくても、信託設定の趣旨がうかがえるものであればよい」<sup>45</sup>とされるが、ここで重要なのは、「委託者の意思」の存在である。なぜなら、「信託とは、委託者によって設定されるものであり、委託者が信託目的を定め、受託者にその目的にそった管理・処分を命じる」<sup>46</sup>からである。したがって、前述の分別管理についても、それは委託者の意思によるものでなければならない<sup>47</sup>。現に、2002年最判は、前払金の分別管理の事実を認定する際に取り上げた前払金保証約款は「建設省から各都道府県に通知されていた」として、その内容が委託者たる愛知県の意思によるものであった旨を述べている。

## 3. 総合福祉団体定期保険の実務を踏まえた当てはめ

では、以上のような信託契約の成立要件が「総合福祉団体定期保険について被保険者の同意が欠如しているという場面」に当てはまり得るかどうか、保険実務を踏まえ、かつ、主契約とヒューマン・ヴァリュー特約に分けて考察してみよう。なお、本稿の目的（I-1参照）に照らせば、信託契約が成立するとした場合に想定される信託関係は、委託者が企業（保険契約者）、受託者が生命保険会社（保険者）、受益者が従業員（被保険者）の遺族、となる点、確認の意味で付言しておく。

### a. 主契約を念頭に置いた考察

#### (1) 信託設定の意思

まずもって重要なことは、この場面において、信託設定に関する委託者の意思が存在すると言えるかどうかであろう（IV-2-c参照）。この点、委託者たる企業は、総合福祉団体定期保険に加入する際、当該保険に適用される保険

---

<sup>45</sup> 前掲注 24)。

<sup>46</sup> 道垣内・前掲注 34) 69 頁。

<sup>47</sup> 道垣内・前掲注 34) 72 頁。

約款の内容を前提にしていたと考えられるから、信託契約の成立要件が当該保険約款の中に潜んでいるならば、それはすなわち、信託設定に関する委託者の意思が存在すると言えることとなろう。

## (2) 財産の処分

そのうえで、財産の処分については、**IV-2-a** のとおり、前払金という性格の重要性を強調した。この点、総合福祉団体定期保険においては、「一括払」と呼ばれる前払いの制度が存在し、かつ、それは、次の例のように保険約款にも明記されている。

(住友生命保険相互会社・総合福祉団体定期保険普通保険約款 16 条 2、3 項)

②保険契約者は、当会社の定めるところによりこの保険契約の保険料を一括払することができます。

③この保険契約の全部または一部が消滅した場合に、前項の規定により一括払された保険料の残額(1 か月未満の端数は切り捨てます。)があれば、第 31 条(払戻金)の規定にかかわらず、これを保険契約者に払い戻します。

また、このことを前提として、保険実務上、「一括払」の取扱いには、「3 か月一括払」「6 か月一括払」「12 か月一括払」という区分が設けられている。通常、総合福祉団体定期保険の保険期間は 1 年ごとの更新制とされているから(例えば、住友生命保険相互会社・総合福祉団体定期保険普通保険約款 9、45 条参照)、1 年単位で見た場合、企業(保険契約者)から生命保険会社(保険者)への金銭の振込みは、「3 か月一括払」＝「当月保険料 4 か月分＋前払金 8 か月分」、「6 か月一括払」＝「当月保険料 2 か月分＋前払金 10 か月分」、「12 か月一括払」＝「当月保険料 1 か月分＋前払金 11 か月分」という性格付けによって行われているものと解される。逆に言えば、企業(保険契約者)が、「一括払」の制度を用いることなく、毎月(すなわち、1 年単位で見れば年間 12 回)、当月保険料を振り込んでいる場合には、そこに信託契約の成立要件たる財産の処分を観念する余地はないということになる。

さらに、実際に用いられる「一括払」の区分は、代位物たる「保険金」(Ⅲ-3-b 参照)の内容にも影響すると考えられる。すなわち、信託財産の範囲に含まれる「保険金」は、ごく単純に理解する限り、「3 か月一括払」であれば保険金額の 3 分の 2、「6 か月一括払」であればその 6 分の 5、「12 か月一括払」であればその 12 分の 11、ということになるであろう。

#### (3) 一定の目的

一定の目的については、当時の A グループ保険と異なり、総合福祉団体定期保険の約款において、当該保険の目的が従業員の遺族の生活保障に存する旨明記されていることは、既に述べた(I-1 参照)<sup>48</sup>。

#### (4) 分別管理義務

先の(2)に従えば、信託財産は、「一括払」の制度を用いて、受託者たる生命保険会社の口座に振り込まれた前払金を原資とする預金債権であると考えられる。この点、現信託法 34 条 1 項は、受託者に信託財産の分別管理義務を負わせているところ、信託財産が預金債権等の金銭債権である場合には、「その計算を明らかにする方法」によって分別管理しなければならないと定める(同項 2 号ロ)。また、「計算を明らかにする方法」の意義については、「たとえば、受託者名義の預金口座に固有財産と信託財産から預け入れを行って、預金債権として 1 つになっても、帳簿上、管理されていれば、分別管理義務は果たされていることになる」<sup>49</sup>とされる<sup>5051</sup>。

---

<sup>48</sup> 前掲注 4) 参照。

<sup>49</sup> 道垣内弘人編著『条解信託法』(弘文堂、2017 年)282 頁[角紀代恵執筆]。

<sup>50</sup> この点に関連して、村松編著、富澤＝鈴木＝三木原・前掲注 26)121 頁は、金銭に関する議論ながら、「金銭については、無個性であることなどから旧信託法においても計算による管理(帳簿による管理)が認められていた」と述べる。

<sup>51</sup> 一方で、いずれも旧信託法下の最判であるが、①2002 年最判が、分別管理の実態につき、「本件保証約款によれば、…、前払金の保管、払出しの方法、Y1 保証会社による前払金の用途についての監査、用途が適正でないときの払出し中止の措置等が規定されている」と、かなり詳細に判示していること、②前掲最一判平成 15 年 6 月 12 日の調査官解説が、深澤、島田両裁判官の共同補足意見に関連して、「[弁護士が開設した普通預金口座の]名義は単純な弁護士個人の名義であったというのであり、それでは弁護士の固有財産である預金口座と区別された預金名義とはいいい難い。補足意見は、…、本件の名義は必ずしも適切であるとは考えていないものと思われる」(大橋・前掲注 38)319 頁)と述べていること、に鑑みれば、信託契約の成立要件としての分別管理義務のレベルについては、實際上、現信託法 34 条 1 項の文言を超えるものが要求されているのではないかという印象を受けなくもない。

このことを前提にした場合、生命保険会社は金融機関の一角である以上、たとえ当月保険料と前払金と同じ口座に振り込まれているとしても、帳簿上あるいは専用システム上、明確な区分をもって管理されていることは言うまでもない。問題は、**IV-2-c** で述べたように、こうした分別管理が(受託者たる生命保険会社でなく)委託者たる企業の意思によるものであると言えるかどうかであるが、これについては、原則として総合福祉団体定期保険には払戻金がないとされている<sup>52</sup>にもかかわらず、一括払された保険料(すなわち、前払金)の残額は払い戻される旨の規定<sup>53</sup>の文脈に、「残額の払戻しが可能となるよう、受託者においては、前払金を分別管理すべきである」という委託者(企業)の意思を読み込むことができるように思われる。

#### b. ヒューマン・ヴァリュート約を念頭に置いた考察

この場合においても、**IV-3-a** で考察した内容のうち、「信託設定の意思」「財産の処分」「分別管理義務」については概ね妥当すると言ってよかろう。反面、**IV-3-a** で考察した内容と大きく異なるのが、「一定の目的」である。すなわち、ヒューマン・ヴァリュート約においては、当該特約の目的が次の例のように明記されている。

(住友生命保険相互会社・総合福祉団体定期保険ヒューマン・ヴァリュート約)

(この特約の趣旨)

この特約は、被保険者の死亡…により、代替雇用者の採用・育成費用等の団体が負担すべき諸費用の財源を確保することを目的とするものであり、被保険者が死亡し…た場合に、保険契約者に死亡保険金…を支払う仕組の保険です。

---

<sup>52</sup> この点、住友生命保険相互会社・総合福祉団体定期保険普通保険約款 31 条柱書は、「この保険契約の全部または一部が消滅した場合における払戻金はありません。[以下、略]」と定めている。

<sup>53</sup> 住友生命保険相互会社・総合福祉団体定期保険普通保険約款 16 条 3 項 (**IV-3-a-(2)**) 参照。



このように、ヒューマン・ヴァリュート約は、総合福祉団体定期保険の一構成部分でありながら、その主契約と全く異なる目的を有している点、周知のとおりである。そして、このことは、信託契約の成否に決定的な影響を及ぼすものと考えられる。なぜなら、**IV-2-b** で述べたように、「一定の目的」は受託者の利益を図るものであってはならない、言い換えれば、受託者は信託財産から利益を享受することが禁止されるからである。つまり、同特約に関する前払金を信託財産とし、委託者兼受益者を企業とする信託契約が成立し得るという理解は、そもそも、信託の基本的な考え方と相反することとなるばかりか、事実上、保険法 38 条の潜脱を容認することになってしまう。したがって、同特約について、少なくともこうした信託契約が成立する余地はないが、反面、このことは、同特約に関する前払金を信託財産、委託者を企業、受益者を従業員の遺族、とする信託契約までも成立する余地がないという帰結(以下、「A 説」という)をただちに意味するものではない。確かに、同特約については、形式上、信託契約の成立要件のうち、「一定の目的」を満たさない。一方で、同特約に関する前払金に対しても、実質上、同特約の存在基盤たる「主契約」の目的が広く及び、その結果、主契約に関する前払金と同様、委託者を企業、受益者を従業員の遺族、とする信託契約が成立し得るという帰結(以下、「B 説」という)も考えられるのではないか。私見としては、受益者の「救済」の実効性を高める観点から(**IV-1** 参照)、B 説を支持しておきたい。

#### c. 信託業法との関係

**IV-3-a** 及び **IV-3-b**(B 説)によれば、被保険者の同意が欠如している総合福祉団体定期保険については、信託契約が成立し得るという考察結果が導かれたが、こうした考察結果は、信託業法との関係で問題を孕むことにならないのであろうか。

信託業法(平成 16 年法律第 154 号)は、「信託業」を「信託の引受け…を行う営業」(2 条 1 項)と定義したうえで、「信託業は、内閣総理大臣の免許を受

けた者でなければ、営むことができない」(3条)と定めている。確かに、総合福祉団体定期保険について被保険者の同意が欠如しているという状況は、その保険を引き受けた生命保険会社として本来意図するところではなかったであろうが、とにかく、その引受け自体は「営業」として行われたものといえる。したがって、先の考察結果は、表向き、信託業法違反と見られる余地がありそうである。ところが、同法2条1項は、「信託の引受け」について、「他の取引に係る費用に充てるべき金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるものであって、その内容等を勘案し、委託者及び受益者の保護のため支障を生ずることがないと認められるものとして政令で定めるものを除く」とし、これを受けた同法施行令1条の2が、「弁護士、弁護士法人又は弁護士・外国法事務弁護士共同法人がその行う弁護士業務に必要な費用に充てる目的で依頼者から金銭の預託を受ける行為その他の委任契約における受任者がその行う委任事務に必要な費用に充てる目的で委任者から金銭の預託を受ける行為」(同条1号)、「請負契約における請負人がその行う仕事に必要な費用に充てる目的で注文者から金銭の預託を受ける行為」(同条2号)、「前二号に掲げる行為に準ずるものとして内閣府令で定める行為」(同条3号)に対する適用除外を明確化している。このうち、1号事由は前掲最一判平成15年6月12日の深澤、島田両裁判官の共同補足意見を踏まえたもの、2号事由は2002年最判を踏まえたもの、と考えられるが、同条は、それらに止まらず、バスケット条項たる3号事由を設けている。確かに、同号にいう「内閣府令」(信託業法施行規則)には、現在のところ、該当する「行為」が定められていないが、先の考察結果が信託業法違反となることを回避する術はひとまず用意されていると言ってよさそうである<sup>54</sup>。

---

<sup>54</sup> 信託業法との関係という論点については、みずほ信託銀行＝堀総合法律事務所編『詳解信託判例－信託実務の観点から』(金融財政事情研究会、2014年)16-18頁[藤池智則、関口諒執筆]参照。なお、同法2条1項の適用除外規定が「…金銭の預託を受けるものその他の取引に付随して行われるもの」という文言を用いていることから明らかであるように、適用除外の対象となるのは、原則として預託金あるいは前払金の類である。この意味において、IV-3-a及びIV-3-b(B説)が前払金を前提としているのは正当ということになる。

## V. まとめと今後の課題 — 保険実務に対する示唆を含めて —

以上、本稿は、当時の A グループ 保険問題の解決を図るべく導入された総合福祉団体定期保険についても、主契約及びヒューマン・ヴァリュー特約に基づく保険金の最終的な帰属先につき、理論と実務を踏まえて再考察しておくべきではないかという問題意識の下、団体保険に基づく保険金の帰属先を巡って 2004 年に判決が下されたシンガポールの類似事案を手掛かりとし、こうした問題意識に応えることを目的としてきた。その結果は、大要次のとおりであった。

第 1 に、シンガポールの類似事案の原審判決は、保険金の帰属先を従業員と結論付けたが、その判断過程においては、英米法系特有の信託の考え方が持ち出された。こうした考え方は、最上級審判決によって否定されたが、わが国の総合福祉団体定期保険に基づく保険金の最終的な帰属先を考察するのに示唆的であると考えられた(Ⅱ)。第 2 に、Ⅱについて、制定法たる「信託法」を有しているわが国の議論に落とし込むべく、明示的でなくとも信託契約の成立を認めた 2002(平成 14)年の最高裁判決(2002 年最判)について概観した(Ⅲ-2)。そのうえで、シンガポールの類似事案が示唆した「信託」と 2002 年最判が認めた「信託」とでは、その性格が異なること(後者は、あくまでも信託設定の意思を要する)(Ⅲ-3-a)、わが国において「保険料」の「信託」が認められる場合、「保険金」はその代位物として信託財産の範囲に含まれると解されること(Ⅲ-3-b)、について予備的考察を行った。第 3 に、具体的な考察を進めるにあたっては、まず、被保険者の同意が欠如した総合福祉団体定期保険を前提とし、かつ、本稿が信託の考え方を応用することには一定の親和性・合理性が認められる旨を述べた(Ⅳ-1)。次に、わが国における信託契約の成立要件を「財産の処分」「一定の目的」「分別管理義務」「信託設定の意思」に分けて理論的に整理した(Ⅳ-2)。そのうえで、委託者たる企業の信託設定の意思は、従業員の遺族の生活保障が保険の目的である旨が明記された総合福祉団体定期保険の約款の中に潜んでいると仮定して、実務を踏まえた

当てはめを行い、以下の表のような考察結果を得た。また、こうした考察結果が信託業法違反となる余地については、同法施行令 1 条の 2 第 3 号を通じて回避することが可能である旨についても述べた (IV-3)。

【表】信託契約の成否

	当月保険料	一括払による前払金
主契約	×	○
ヒューマン・ヴァリュー特約	×	A 説：×、B 説：○

前掲最一判平成 15 年 6 月 12 日の深澤、島田両裁判官の共同補足意見は、弁護士が委任事務処理のため委任者から受領した金銭に係る預金債権について、「場合によっては、委任と信託の混合契約の締結と解することもできる」と述べたが (IV-2-a 参照)、この指摘を借りるならば、本稿は、総合福祉団体定期保険契約 (の一部) を「保険と信託の混合契約」と解する理論的余地を提示したのであり (もともと、生命保険会社の破綻時の処理は別論として、被保険者同意の適正な取得等の必要な手続きが履践されている限り、後者の側面が顕在化するようなことは考えにくい)、この意味において一定の意義を有する。一方で、本稿の考察結果は、①信託契約が成立し得るのは一括払による前払金に止まる、②その結果、代位物としての「保険金」は、「3 か月一括払」であれば保険金額の 3 分の 2、「6 か月一括払」であればその 6 分の 5、「12 か月一括払」であればその 12 分の 11 に止まる、というものであり、いかにも中途半端の謗りを免れないであろう。本稿は、今のところ、この批判に対して抗う術を持っておらず、今後の課題とせざるを得ないが、保険実務に対して与えた、「結局のところ、被保険者同意の適正な取得等の必要な手続きを確実に履践することが重要である」という示唆を現実に徹底していくことを眼前の課題とすることにより、ひとまずお許しを乞いたいと思う。

(筆者は住友生命保険相互会社勤務、博士 (法学))